

大阪地方裁判所委員会（第49回）議事概要

（大阪地方裁判所事務局総務課）

令和2年11月16日（月）に開催された大阪地方裁判所委員会における議事の概要は、次のとおりです。

1 日時

令和2年11月16日（月）午後1時30分から午後4時40分まで

2 場所

大阪地方裁判所第6債権者集会室

3 出席者

（委員）大久保育子，小原一泰，加戸正和，金水敏，久保大作，松原龍一郎，宮上日奈子，山田拓幸，藤木久，田中知子，中本敏嗣，村越一浩（敬称略）

（説明者）森島聡，丸田顕，西村欣也

（事務担当者）内藤裕之，濱田竜也，林誠治郎，大垣直人

（庶務）植田昌典，田村仁宏

4 配布資料

パワーポイントのスライド資料，裁判所ウェブサイト資料（大阪簡易裁判所調停係）

5 議題

大阪地方裁判所における新型コロナウイルス感染症への対応について
～事件処理と感染症対策の観点から～

6 議事

（委員長：■ 委員（学識経験者）：◇ 委員（法曹関係者）：○ 説明者，事務担当者及び庶務：▲）

- (1) 大阪地方裁判所長挨拶
- (2) 委員紹介等
- (3) 委員長選任
- (4) 前回の委員会における委員の御意見への取組について

▲：前回の委員会では、「民事調停の利用促進について」をテーマに取り上げ、利用者の視点に立ったときに、民事調停制度の現状に問題はないのか、民事調停をもっと国民に知っていただくためにどのような工夫や改善を行えばよいのかといった点について意見交換を行い、委員の皆様から貴重な御意見をいただいた。

まず、前回の委員会では、大阪簡易裁判所で実施した民事調停利用者アンケートの集計結果を御説明したところ、委員の皆様から、「調停を申し立てる前に弁護士等に相談していない人の割合が多くて驚いた。」、「直接、裁判所の窓口に行くのは、非常に勇気がいると思う。」、「困ったことがあれば、お気軽に裁判所の窓口にご相談してくださいともっとアピールすれば、より多くの国民が裁判所の窓口を訪れるのではないか。」という御意見をいただいた。

また、民事調停の認知度を高めるためには、「こういうことだったら民事調停がお役に立ちますよ。」という事例を紹介することにより、マーケティングの対象となる国民が抱える紛争や悩みを汲み取って、その解決のために民事調停という手続が適合することをもっとPRするのがよいのではないかといただいた。

このような御意見を参考にさせていただき、当庁では、裁判所ウェブサイトの大阪簡易裁判所調停系のページを大幅に改訂し、見やすいチラシを掲載したり、国民が抱える疑問にQ&A形式で分かりやすくお答えするページを取り入れるなどして、民事調停による解決に適したトラブル事例を例示するとともに、民事調停を利用する五つのメリット、手続が簡単、早く解決できる、判決と同じ効果、費用が安い、秘密が守られる、をアピールしたり、お困りごとがあれば簡易裁判所の窓口

気軽に訪れていただくようお知らせする内容に変更した。

また、裁判所ウェブサイトのほか、これらの内容を簡単に取りまとめたチラシを作成し、大阪市内の各区の広報誌への掲載を依頼したところ、本日現在、14の区役所の広報誌に掲載していただくことになった。

次に、前回の委員会で御覧いただいた電子紙芝居が分かりやすかったので、広報活動に活用してはどうかとの御意見をいただいた。

この御意見を踏まえ、昨年12月に実施した法テラスの相談業務担当職員に対する研修会において電子紙芝居を活用したところ、参加者から、「当事者の身になって考えることができた。」、「事案の概要の資料を研修後の復習に使用して更に理解を深めることができた。」などといった感想をいただくことができ、今後の法テラスによる相談業務の中で民事調停のメリットを紹介しやすくなったのではないかと考えているところである。

また、同月に実施した大阪労働局の相談業務担当職員に対する研修会においては、労働に関する紛争に絞った具体的活用例を紹介し、これに合わせた事案別の申立書のひな型を参考配布し、簡易に利用できることをPRした。

さらに、前回の委員会では、「一定の利用者は、弁護士から紹介された民事調停を利用しているのではないか。」との御意見をいただいた。

そこで、今年1月31日に実施された大阪弁護士会主催の研修「民事調停の上手な活用の勧め」において、大阪地方裁判所第10民事部の部総括裁判官と大阪簡易裁判所の簡易裁判所判事が講師として、地方裁判所の民事調停と簡易裁判所の民事調停、それぞれの特色と事件種別ごとの運用について説明を行った。

その他にも委員の皆様から多くの貴重な御意見を頂戴したので、今後も引き続き民事調停の利用促進に向けた更なる工夫と取組を続けていきたいと考えている。

(5) プレゼンテーション「大阪地方裁判所における新型コロナウイルス感染症への対応について」

(6) 裁判関連施設の見学

(7) 質疑応答及び意見交換



■：まずは、先ほどの裁判所によるプレゼンテーションや施設の見学等をしていただいた中で、何か御質問があればお伺いしたい。

◇：裁判を傍聴される方のお名前や連絡先を裁判所に届け出るようにしたりはしていないのか。先ほど見学したラウンド法廷は狭かったが傍聴人が入ることがあるのか。

■：裁判の公開の観点から、誰でも裁判を傍聴できるというのが大原則であり、裁判所として傍聴人のお名前や連絡先はお聞きしていない。ラウンド法廷も、法廷として使う場合は公開が原則で誰でも傍聴できるが、弁論準備という手続で審理を進める場合は非公開なので、傍聴人は入らない。

◇：私自身も裁判を傍聴したことがあるが氏名や住所は提供したことはないという記憶だった。私の職場で市民を対象に講座を開く場合は、受付時にお名前と連絡先を聞くだけでなく、誰がどこに座ったかも確認して、感染者が出た場合に連絡でき

るようにしている。

■：実際に法廷に来られる方の中には、一般の傍聴人の方の他に事件関係者や支援者がいる。関係者の方については原告や被告を通じてお名前や連絡先がおおよそ把握できているのではないかと。弁護士委員の御意見を伺いたい。

○：代理人弁護士でも関係者以外の第三者の方の連絡先は把握できていない。傍聴人のお名前等を届け出させるのも裁判の公開の観点から難しいのではないかとと思う。

○：裁判の公開原則から、誰がどの法廷に来ていたか我々が情報を持つことは非常に緊張感がある。これについては、コロナ対策の観点としても慎重に考えなければならない。また、裁判で発言する人は傍聴席より内側にいる関係者であり、関係者にはマスクを着用した上での発言をお願いしており、傍聴席の方にはマスク着用に加えて発言を慎むようお願いしていることから、傍聴席で飛沫が飛ぶリスクは少ないと考えている。

■：クラスターが発生した場合に、こういうことをすれば追跡できるのではないかと。という意見があればお聞きしたい。

◇：裁判所では見掛けなかったが、公共施設や人が集まる場所では、QRコードを読み取って、メールアドレスを登録するシステムが採用されているところがあるが、裁判所ではどうか。

■：裁判所では採用していない。

◇：個人情報取得するものではないのでやられたらよいのではないかと。国の他の機関でも採用されていないのか。

○：検察庁ではそのシステムは採用していない。

◇：別の質問になるが、コロナ対策は結局のところ人に対する対策となる。大阪地方裁判所に勤務している職員の人数と、1日当たり来庁される人数はどういうバランスになっているのか。

▲：職員数としては1000人くらいである。来庁者数については統計を取っていない。どれくらいの人数が来庁されているのか実態としてつかみにくいところがある。入庁検査はしているが、もし数えるとするなら、かなりの数の方が来庁されているのではないかというところである。

◇：入庁検査の人数をカウントすべきと思われる。それにより来庁者を重点とした対策をとるのか、勤務している職員を重点とした対策をとるのか、重点が変わってくる。見学の際には職員の数が多いと感じた。メジャーな方に対策を移した方が効果的である。

■：他の委員の方で質問があればお聞きしたい。

◇：三点お聞きしたい。まず、法廷の人数制限がアバウトに感じたが、通常定員何名のところ現在は何名にしているなど、具体的な数字は出していないのか。次に、入庁時に体温センサーの利用はしていないのか。最後に、クラスターが発生した場合や職員等が感染した場合に、どこを消毒してどこまで使用禁止にするかなどのシミュレーションはしているのか。

■：法廷の入場制限について、現在は一つずつ交互に座ってもらう形にしているが、3月に制限開始した時点では三席に一人が座れるようにしており、10月末から交互に座れるようになったものである。体温センサーは利用していない。シミュレーションについてはいろいろと行っているところである。

▲：裁判所事務局としては、職員がPCR検査を受検すると決まったら、感染可能性が高い発症二日前からの行動履歴を確認し、接触した職員や裁判所利用者の特定をする。そして、保健所の見解を確認しつつ、どこまでの方に通知して、どこまでの職員を出勤停止とするかを検討することになる。ただ、個別具体的な事象についてのシミュレーションが中心で、汎用的な計画をあらかじめ決めてはいない。

○：裁判部で最も重要なのは裁判をすることであり、まず検討するのは裁判官の交代ができるかということである。最初の期日なのか、今までの経過があるのか、場

合に応じてその都度柔軟な判断が必要になる。期日を延ばした方がいいのか実施した方がいいのかは、当事者の意見を聴取しつつ慎重に判断することになる。一律に方針を決めるのは難しいところがあるが、妥当な判断基準も必要とは考えている。

■：委員の方の目から見て、法廷の様子や体温センサーが裁判所にないことについて更に御意見はあるか。

◇：見学した中では密を避けることに重点を置かれているようだが、換気をしていることをもっと来庁者に伝えたほうが安心感がある。飛沫防止シートについても燃えやすいものがあるので、防炎加工されているか気になる場所である。細かい話であるが、今日用意していただいた筆記具についても最近どこに行っても出されない。もう一度感染防止策について検討した方がいいのではないか。

■：換気についてどのような説明が必要と思われるか。

◇：窓のない部屋で不安に思われる方がいらっしゃると思うので、その際に換気扇を回しているなど伝えることや、換気扇がない場合は一旦待機時間を利用して送風機による換気をしていることなどを伝えることで不安が和らぐのではないか。

◇：裁判員裁判用法廷を見学させてもらった際、裁判員間にアクリル板は設置されているが、裁判官3人の間にはなかったように思う。執務している職員の中での対策はどうなっているのか。例えば私の職場では、事務室では職員間に必ずビニールシートを設置したり、窓口時間を短縮したり、マスクを必ず着用したりするなどの対策をしている。資源が限られている中、職員間での感染防止の工夫をどうされているか伺いたい。

▲：御指摘のとおり、裁判官の間にアクリル板は置いていない。比較的距離があることから、マスクを使用すること、消毒液の利用で対策をしているところである。職員間の感染防止については、裁判官の部屋はある程度の広さがあるが、書記官の部屋は少し狭いため、マスク着用の徹底や消毒液の利用で対策を行っている。

■：法廷で裁判官の間だけアクリル板を置かない理由はなにかあるのか。

▲：当初，裁判員の感染防止を最優先にしており，裁判官3人は普段から接触があることから優先順位が低かったからだと思われる。今日改めて検討が必要だと気付かされた。

▲：民事部も裁判官室は広いスペースがあり，人と人の距離は2メートルほど離れている。また，窓を開けて換気を心掛けている。その他マスク着用と消毒液の利用は同様である。民事法廷では長時間行われる手続も限られていることから，法廷にアクリル板を常設してはいない。

▲：先ほど民事訟廷事務室受付センターを案内したところであるが，カウンターにはパーテーションがあるものの，各職員の間には特段の仕切りはない。受付に限らずその他の部署の書記官室においても同様である。感染防止策としてはマスクと消毒液，換気に対応しているところである。

▲：事務局でも書記官室と同様で，島という形で向かい合わせに複数人が隣り合わせになっているが，間にシートなどは置いていない。パーテーションなどの方策も取り得ると思うが，予算も必要となってくるので難しい面もある。マスクの着用については最高裁が専門家の意見を聞き，その有効性についての見解が示され，改めて全職員に常時着用の徹底を再周知したところである。

◇：私としてもどうしてもパーテーションを置かなければならないという意見ではない。どこかで感染者が出た場合に，濃厚接触者が多数発生して執務が壊滅してしまうのか，マスクを着用していれば出勤が続けられるというシチュエーションなのか，対策を検討してもらいたい。

◇：実際に勤務している職員が全員出勤停止となったらどうなるのか。この部門だけは機能停止しないように対策をしている等の対応をしているか。また，我々の会社でもテレワークやリモートワークをするようになってきたが，裁判所ではどうか。

■：一つの部で裁判官全員が出勤停止となった場合には代理の部を定めるように準

備はしており、常時どこかで発生する可能性はあるので、シミュレーションはいろいろ行っている。

○：いわゆる継続業務として令状発付や、DV、保全事件については放置することができないので、常に人材を確保しておかなければならない。代理の裁判官を定める順序やルールを決めている。どの程度の職員が出勤停止となるか、状況によって変わり得るし、判明するのがどうしても間際になる。できるだけ前倒しで判断し、出勤停止の可能性が生じた段階でバックアップができるよう態勢を構築しているところである。

■：リモートワークについて検討中ではあるが、裁判所の仕事は個人情報膨大で、事件記録を持ち出すということは原則行わず、持ち出すとしても裁判官だけに限るようにしている。これで十分かどうかは更に検討が必要である。

質問は一旦この程度にして、事前に交付した意見を伺いたい事項に沿って、新型コロナウイルス感染症への対応について御意見をお伺いしたい。緊急事態宣言下での裁判の在り方、感染拡大防止についての社会の要請と裁判手続の迅速な実施とのバランスの観点から、今回の緊急事態宣言下で、裁判所が先ほど紹介した考え方に基づいて行った事務処理態勢、継続業務の振り分けや人的な態勢などについて、どのような御感想や御意見をお持ちか伺いたい。

◇：報道機関の立場からは、緊急事態宣言が出されて、身柄拘束されている被告人について裁判が先延ばしになることによる不利益など人権上悩ましい問題があったと思うが、1か月程度で収まったことから、裁判所の判断は結果的には妥当だったと思われる。しかし、緊急事態宣言当時の大阪の感染者は100人未満で、今やその2倍以上の感染者がいる。これからどうするのか。改めてもう一度刑事裁判の在り方を考えていただきたいところである。

■：裁判所が身柄拘束されている被告人を優先して刑事裁判を行ったという当時の扱いについてほかに何か御意見があれば伺いたい。

◇：身柄拘束は不利益が大きく，そこを優先して解決する方針は正しかったのではないかと思う。他方で，ソーシャルメディアを見ていると，身柄拘束されている被告人であっても裁判手続が非常に遅いという不満が見られた。身柄拘束が1から2か月続くと職を失うこともあるし，刑が軽くなったとしても不利益があるという不満が表明されていた。新型コロナウイルスの感染経路など情報が不足していた時点では裁判を止めるという判断も仕方なかったと思うが，ある程度ウイルスの特徴が分かってきた現段階で，感染拡大を理由に同じように裁判を止めると言い訳ができないのではないかと思う。裁判の公開がネックであれば，それと矛盾しない形で裁判所に来る人を減らす方法を検討すべきである。インターネットによる公開や，極端に人を減らしての公開など物理的な接触を減らせる裁判の実現についてどこまで可能か検討する必要がある。裁判所だけで解決できる問題ではないかもしれないが，できるだけ裁判を止めない方向でいかないと人権問題と摩擦が生じると思われる。

◇：初めての緊急事態宣言下での対応ということである程度許されたところがあるが，次に同じような状況になったときにも同じ対応ということでは問題があると思う。今後，何とか裁判を継続させるということのためにどういう対策をしているか聞きたいところである。

■：再び感染拡大した場合の対応については，後程説明させていただく。ほかに，今後感染拡大した場合に前回と同じ方法ではよろしくないので，違う方法を探るべきだという方がおられれば御意見をお願いしたい。

◇：投げ掛けとはずれるが，刑事裁判について，裁判官や検察官，弁護士も場合によっては代わりがいるかもしれないが，被告人の代わりはいない。被告人の感染予防が最大のテーマになるのではないか。関係者全員を守りたいのは分かるが，裁判所として誰を優先的に守るべきか明確にすべきではないか。

■：裁判所の使命は裁判を遂行することであり，裁判を利用する当事者，関係者及

び職員の感染予防について考えている。刑事裁判官として被告人の感染予防についてどの程度考えているか。

○：被告人がいないと裁判が始まらないのは委員の発言のとおりであり、その意味では万全の体調で来てもらう必要がある。身体拘束されている被告人であれば、裁判所と拘置所とが緊密にやり取りをして情報を共有しているので、仮に発熱や検査受検などがあれば速やかに情報をもらって対応できる。身柄拘束されていない在宅の被告人については社会の中で生活しているので、自己管理をお願いし、発熱の連絡などがあれば期日の実施について慎重に判断することになる。なお、裁判官や検察官、弁護人についても、訴訟準備の観点からは、すぐに代わりの者で対応するのは難しい。

■：今後感染状況が悪化した場合の対応について御意見をお聞きしたい。

○：検察庁として、先の緊急事態宣言時を振り返って、結果的に1か月くらいで済んだので、裁判所の判断はあれでよかったとは思っている。ただ、4月の緊急事態宣言時に裁判所から身柄事件以外の裁判期日は停止すると言われたときには、止めすぎではないかと感じた。犯罪は日々起きており、その捜査は止まらないのであるから、刑事裁判も止まらない、不要不急ではない、むしろ緊急で動かさなければいけないものだと思っている。今後、感染が拡大したときに同じような対応ではまずい気がする。国民の皆様の期待からも、なるべく裁判をするようにすべきである。ただし、一般の方を巻き込むことがないように配慮する必要がある。被告人は早く裁判を受ける権利があるし、検察官や弁護士は仕事として裁判に臨むが、裁判員のような一般の方が裁判に参加する場合や一般の方の証人尋問手続については、法廷に呼ぶのではなく、ビデオリンクを利用して行うなどの工夫が必要である。

■：拘置所の被収容者の感染防止について御教示いただきたい。

○：拘置所のことなので限られた範囲でしか知らないが、集団生活なのでかなり気を使っていると聞いている。検察庁と拘置所、裁判所間で被収容者が発熱した際や

検査受検時にすぐ連絡が来るよう連絡態勢は構築している。

■：弁護士委員の意見についてお聞きしたい。

○：これは大阪弁護士会ではなく個人的な意見になるが、今回のことは頭の中で想像はできても実体験としては初のことであり、そういう意味では裁判所の対応は無難だったと思う。ただ、裁判所がコロナのときにどんな対応を取ったか、日本中の人はほとんど知らないと思われる。この問題に限ったことではないが、裁判所が市民の声を聴こうとするのであれば、もっと積極的に裁判所の対応についていろいろな方法で発信していくべきであり、どのように広報していくか考えるべきである。なお、大阪地裁の執務室にはパーテーションがないとのことだが、裁判所によってはパーテーションを設置しているところがあると聞いているので、対応は各地の裁判所によるものと思われる。

◇：この場に来るまで、裁判というものがコロナ禍の中でどのように運営されているか意識していなかった。裁判当事者以外はあまり想像もしないのではないか。裁判は、法の執行と人権、個人情報、感染防止などいろいろな問題が高度に絡み合う非常に難しい問題である。これから感染拡大がどれくらい続くのか分からないが、新たな状況の中での司法をどのように組み立てていくのか大事な問題なので、今ここでしっかり市民の声を聴きながら問題を整理する必要がある。また、裁判の状況を市民に知ってもらふ必要もあると思われる。

■：他の委員の方も、裁判所が緊急事態宣言下でどのような対応をしていたかについてはあまり知られていないという印象か。

◇：まったく知らなかった。

◇：役所はこういうときはフル稼働すると思い込んでいたので、早々に裁判所が閉まると聞いて驚愕した覚えがある。裁判が係属中の当事者以外はあまり関心はないと思われ、逆に裁判所という国家機関が閉まるほど大変な事態であるとのインパクトを与えた一面はあるとは思うが、基本的には国家機関である裁判所としては何が

何でも開くべきとの姿勢で対応を検討すべきと考える。

◇：住民サービスを行う地方自治体としては、緊急事態宣言が出ても、スタッフを半数にしても、業務に優先順位はつけられずに粛々と仕事をして、むしろいつも以上の仕事をしていた。裁判所の対応を聞いて、こういう優先順位でやったというのを聞くと妥当だったと思う。市役所は飛び込みで窓口に来る人が多いが、裁判所は期日という予定があるのである程度予定が立てやすいと思う。今回の経験を生かせば、感染拡大期でも、期日を延期したり間引いたりして、完全に停止という措置をとらなくても進めていけるよう構築することができるのではないかと思う。

■：政府から外出自粛要請があり、7割程度の移動制限の要請もあったことから、裁判所も国の機関として、裁判を行うことによる出頭など外出や移動を促すことと、外出自粛要請との調和を考え、事業継続計画の優先順位の高いものについて業務を継続したところである。今後は感染状況が悪化したとしても、前と同じではなく、感染拡大防止策を採りながら裁判を継続したいと考えている。ただし、裁判員裁判については一般国民の皆様に参加していただくという特質があるため、この点についてどういう考え方があるか、配慮についての意見を伺いたい。

◇：裁判員裁判の評議室の見学がなかったので、どうなっているのか教えていただきたい。

▲：評議室についてはこの会議室のようにアクリル板を使用して感染防止を行っている。

◇：以前なら感染者が出たときに、どこまで濃厚接触者であるかの判断を保健所が行っていたが、現状は保健所も手が一杯でなかなか協力が望めないのではないか。基本的にはマスクをして、間仕切りがあって距離があれば濃厚接触にならないというのが定型的な基準だと思う。裁判員裁判が始まった後に感染者が出たときにどうするのか。他の裁判員や裁判官が濃厚接触者とならないようにする必要があると思うが、あらかじめ保健所等から見解をもらったりしているのか。

○：裁判員裁判は連日開廷で、一日中、法廷と評議室を行き来しているため、通常であれば接触は多く感染の危険性は高いといえる。そのため、裁判員裁判を再開するに当たっては、接触防止、感染防止として取り得る措置をしらみつぶしにピックアップして、現在の態勢を構築した。なお、裁判員裁判の手続が始まった後に体調不良者が出た場合、一番よくないのは無理をして手続を進めて感染拡大させてしまうことだと考えている。期日を取り消して、決められていた予定を一旦止めて、事実関係を確認してリスケジュールをして手続を再度進めるか、進められない場合は法に従ってやり直すことも覚悟している。現状どの範囲が濃厚接触者となるかは基準を定めるのは難しい。ある程度の雰囲気はつかめているがそのまま進めていいかという自信はないので、慎重に判断しながら進めることになる。

■：一般国民に参加していただく裁判員裁判について、他の委員の方で、配慮すべき点や、質問があればお聞きしたい。

◇：予算の関係で難しいかもしれないが、裁判員となった者について、新型コロナウイルス接触確認アプリの利用を促し、その代わりとして日当の他にPCR検査受検や予防接種の補助金を出すことはできないか。法律上どこまでできるのか分からないが、一般素人感覚としては、そこまでして国民の参加をお願いすれば裁判員制度というのが重要だと思えるし、それだったら引き受けようという気持ちにもなる。マスクや消毒液、換気に気を付けていますと言うだけで、あなたが裁判員に選ばれましたとなっても、この感染拡大期になぜわざわざ引き受けなければならないのかという気持ちになる。

■：委員の皆様の勤務先の感染防止対策や感染者が出た場合の業務継続と対比するなどして、裁判所における感染防止の在り方について御意見があればお聞きしたい。

◇：裁判員法廷の裁判官の間のアクリル板がない、執務室の職員同士の間にパーティションがないというところを見ていると、裁判所は自分たちは大丈夫だけど外か

ら来た人たちがウイルスを持ってくると思っていて、それに対する防御を徹底しているのかなと感じた。職員同士でもお互いに感染させないという意識が大切である。先ほど民事訟廷事務室受付センターを見学したが、久しぶりに人がいっぱいいるところを見たなという印象である。受付センターには一度に4人しか入らないようにしているとのことだが、むしろ入る人の方があの部屋に入るのをためらうのではないか。とても無防備な状態で仕事をしている印象であり、裁判員候補者があの様子を見たら、こういうところで仕事をするのは嫌だなと思うのではないか。予算の面もあるかとは思いますが、外から持ち込まれることに対する対策だけでなく、職員間の感染予防についても徹底した方がいい。また、換気を意識されているとのことだが、湿度についても気にすべきである。最近は乾燥しやすいが湿度40%くらいが飛沫が飛びにくいとのことであるし、民間でも湿度を意識しているところが多いのではないか。

○：同様の感想である。裁判所は職員同士は感染しないと思っているのかと感じた。来庁者に対する対策は行っているが、カウンターの内側は密であり、外から見たら怖いと思う。検察庁では、フロア全員が濃厚接触となるのを避けるために、大部屋をパーティションで区切ったり、席替えをしたりして、一つの島で感染者が出ても他の島は大丈夫なように対策している。職員同士についても、机が対面しているところには段ボールを置いたり、どこまでの効果があるかは分からないが、何もしないよりはましという考えで対策している。

◇：幾つかの会社の社外役員をしている関係で民間企業と比べての感想を言わせてもらう。BCP計画について裁判所でも策定していると聞いたが、民間は最低限守る機能・部署を決めて、守るべきメンバーを決めている。これがBCP戦略の基本である。まずはこれを決めてから業務の分散やパーティションの設置などについて考える方が効果的である。また、裁判所職員とは感染防止に対する意識レベルが違う。製造現場などでは感染者が一人でも出ると生産に支障を来すので、業務に支障

を来さないという強い意識を徹底し、万全の対策をしている。裁判所職員ももちろんそういう意識を持っているとは思いますが、見学させてもらった限りでは余り感じない。

◇：私の会社は中小企業で、本日説明してもらった裁判所の対策でも実践が難しいレベルである。ただ、気になるのは、職員全体が上が対策を決めてくれるのを待っているような感触を持ったことである。中小企業はお金がなくてもみんなで考えて工夫して対策している。各部署に対策方法を検討させるという方法もあるのではないか。また、世間では感染防止について、リスクをゼロにすることを目指す派と、多少のリスクは仕方ないという考えとがせめぎあっている。そういう観点では、世の中に裁判を待っている人がたくさんいるので、より高い使命感を持って裁判を継続させるようにしてほしい。一般企業と同じような対応や考え方では残念に思う。根拠もなく業務を停止するのではなく、科学的な観点から対策を検討し、自信を持って実践してほしい。

◇：執務室の感染予防については他の委員と同じ感想を持った。裁判の継続について、裁判所は完全にストップする必要はないと思うが、そのためには裁判所に来ないといけない人たちのために、安全性を徹底してほしいと感じる。COCOAやQRによるコロナ追跡システムなどは個人情報入手するわけではないので利用できるのではないか。執務室についても、別の部屋を使って一部屋の人数を減らしたり、正面を避けて互い違いに座ったり、出勤抑制や時差出勤なども行うべきである。できるだけことはやっていただきたい。リモートワークやWEB申請など、できるだけ対面での対応を減らすことを検討すべきだが、そういう点を誰が責任を持ってやるのか、対応がばらばらな印象を受けた。

◇：他の委員と同様、来庁者と職員を分ける意識が強すぎると感じた。私が勤務している大学でも、大学は万全の対策をしているつもりだったが感染者が出た。感染したのは学生で、大学内ではなく飲み会で感染したというのものもある。職員も来庁者

も裁判所以外の生活の中で常に感染リスクを背負っているのであり、職場の内も外もない。その意識で感染対策をしていただきたい。

◇：先ほど施設見学時に売店を見掛けたが、あの売店にマスクは売っているのか。マスクの着用は強制ではなくお願いとのことだが、マスクを着用せず来所する人はいるだろう。マスク着用をお願いしても、マスクを持っていなければどうするのか、売店で売っていると言えるのか。私の職場には売店もないし、コンビニも遠いので、そういう場合には、備蓄品としてのマスクを渡して着用をお願いしている。

▲：売店にマスクが売っているかは確認できていないが、傍聴希望者や裁判所利用者にマスクの着用をお願いして、持ってきていないという場合には裁判所で備蓄しているマスクを提供している。

◇：会社によっては、在宅勤務に加えて、会議室を事務室として利用し、部署をあえて二分して業務をさせるなど、同じフロアにいる人数を減らす工夫や対策をしている。マスクについては、我が社でもある程度長期にわたっても対応できる数量を備蓄し、必要に応じて備蓄品を渡して着用を指示している。

○：裁判所は7月初めに通常勤務態勢に戻ったと聞いているが、弁護士会の事務局は今でも週3日勤務である。裁判所が通常勤務に戻るまでの間の執務態勢はどうだったのか、リモートワークをしていたのか、事件記録を持ち帰って在宅勤務をしていたのか、それとも単に自宅待機をしていたのか。

○：刑事部では身柄事件があるので、事件処理のため一定の人数は出てくる必要があった。当時は半数から6割の職員が出勤し、残りが在宅勤務をしていた。なお、事件記録の持ち帰りには制約があるので、持ち帰る資料は厳選し、主には部内資料を持ち帰って調査するなどの仕事をしていた。

■：最後に何かあれば御意見をお願いしたい。

○：刑事事件や裁判員裁判をどうするかについて、いただいた意見は私自身も非常にうなずけるものだった。今も感染者が増えてきており、今後どのように裁判運営

していくか、いただいた御意見を参考に刑事部の裁判長や裁判官、職員と考えていきたい。

■：貴重な意見をいただき非常にありがたかった。所長の立場としてもいろいろな方面からの御意見をお聴きし、視点が足りなかったところ、裁判所目線だったところ、いろいろ考えさせられた。いただいた意見について裁判所内で検討して、次回にその結果を報告させていただきたい。

7 次回のテーマ

大阪地方裁判所における若手裁判官の研さんについて

8 次回期日

令和3年3月15日（月）